



28環資産第237号

平成28年6月13日

一般社団法人 東京建設業協会

会長 飯塚 恒生 様

東京都環境局資源循環推進部長

谷 上 裕



建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理について（依頼）

日頃より、東京都が推進する廃棄物行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび建設業者である法人（以下「同法人」という。）の従業者（以下「同人」という。）が、同法人の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条（投棄禁止）の規定に違反したとして、法第25条第1項第14号の規定が適用される被疑者として平成28年5月19日に検挙され、また、同法人も法第32条第1項第1号の規定が適用される被疑法人として併せて検挙されたことが、警視庁から情報提供されました。

本事案は、同法人が請負った東京都中野区所在の学校建替計画工事において、同人が、余剰分となったいわゆる「残コンクリート」のうち固化したものについて、産業廃棄物であるがれき類として適正に処理しなければならないことを認識していたにもかかわらず、事情を知らない下請負人の作業員に同工事現場内に埋め立てさせ、もって廃棄物をみだりに捨てたものです。

貴団体におかれましては、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、事業者は自ら適正に処理を行い、又は法に基づく委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないこと、また、法人の従業者が法人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人も罰せられることについて、ご承知のこととは存じますが、本件の重大性に鑑み、改めて会員各位に周知をお願いいたします。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課指導担当

電話 03-5388-3586

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 【抜粋】

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一から十三まで (略)

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2 (略)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)